

大仏山地域検討委員会要綱

(目的)

第1条 大仏山地域に関する諸問題を検討するため、大仏山地域検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次の事項の検討を行う。

- 一 大仏山地域の開発整備について
- 二 その他当地域に関する諸問題について

(組織)

第3条 委員会は、座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長は、委員会を統括するものとし、副知事をもって充てる。
- 3 委員は、次の者とする。
 - 一 地域連携部長
 - 二 農林水産部長
 - 三 県土整備部長
 - 四 教育長
 - 五 松阪地域防災総合事務所長、南勢志摩地域活性化局長
- 4 委員会は、座長がこれを招集する。
- 5 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第4条 委員会を円滑に行うため、担当課・室長で構成する幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、幹事会を総括するものとし、地域連携部水資源・地域プロジェクト課長をもって充てる。
- 4 幹事は、次の各号に掲げる者とする。
 - 一 農林水産部みどり共生推進課長
 - 二 県土整備部公共用地課長、河川・砂防課長、都市政策課長
 - 三 教育委員会事務局教育総務課長、社会教育・文化財保護課長
 - 四 松阪地域防災総合事務所地域調整防災室長、南勢志摩地域活性化局地域活性化防災室長
- 5 幹事会は、幹事長がこれを招集する。
- 6 幹事会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 委員会及び幹事会の事務局を、地域連携部水資源・地域プロジェクト課に置く。

附則

この要綱は、平成 10 年 11 月 18 日から施行する。

この要綱は、平成 11 年 9 月 10 日から施行する。

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。